

様式第 4 号（第 11 項関係）

審議会等の名称	平成 29 年度第 3 回青少年問題協議会 (青少年指導部会)
開催日時	平成 30 年 3 月 1 日 (月)
開催場所	勤労福祉センター 第 2 会議室
出席委員の氏名又は人数	地道秀明委員、和田拓也委員(部会長) 高瀬孝雄委員、山本國雄委員、金川幸裕委員
欠席委員の氏名又は人数	多田万里子委員、真鍋宣征委員
出席職員の職・氏名又は人数	こども福祉課長 清水貴美代、 青少年センター主査 小林賢也
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴人の数	0 人
議題又は協議事項	協議 1 警察対応(被害届提出等)をすべき事案は何か 協議 2 学校内で指導を行う事案で、指導の基準を明確にすべき内容は何か 協議 3 指導の基準をどの時期にどのような方法で児童生徒・保護者に周知すべきか 協議 4 市教育委員会による出席停止措置について周知すべきか 協議 5 子どもたちの規範意識の醸成のために地域・家庭においてできることは何か
会議の記録 (概要)	
発言者	発言内容等
幹事	青少年指導部会 それでは協議を行いますのでよろしくお願ひします。
部会長	まず初めに皆さんご存知かも知れませんが、自己紹介からよろしくお願ひします。  各自自己紹介

部会長

様々な立場の方がお集まりですので、課題について話合っていきたいと思います。協議5までありますが、時間的に途中になっても構わないです。また、この場で何かを決定しようというものではありませんので、忌憚のないご意見出していただき、今後、そのことを参考にさせていただきたいと思います。それでは協議1について、会長も申しておりましたが、どこで線を引けばよいか。学校での問題事案は毎日のように起きています。そこで、警察にお願いしないといけない事案というのはどのようなことなのでしょう。

委員

学校において、掃除をしていて物を壊してしまったなど、単なる物損は問題ありませんが、感情が爆発して物にあたってしまった場合はどうなのでしょう。警察にお世話になるような事案については、人と人が手をかけあうようなことと認識しています。思い余って物を壊してしまったような場合は情状酌量の余地があり、その場に居合わせた者で判断ができますが、人と人が傷つけあうようなことはいけないことなので、そこが線になってくるのかと思います。本来はそうなる前に抑えることがよいのでしょうか。また、補導の立場から言いますと、以前に身の危険を感じたら警察に連絡をしてください、と警察署長から話がありました。昔、10数人の若い子がいるところに出くわし危険を感じたので、その場を離れ、警察に連絡をしたことがあります。若い子が集まっていたり、喫煙をしているところに、たまに出くわすことがあります。しかし、10数年補導に携わっていますが、あの時は初めて身の危険を感じました。これが我々の線なのかと思います。

部会長

学校の中の様子をお話しさせていただきます。場合によっては、故意でない物損は保護者に連絡を入れて弁償してもらいます。暴力に関係することについては、子ども同士の場合と、子どもと先生の場合とがあります。子どもの場合には喧嘩のときと、そうでないときとがあります。その場合は保護者を呼んで話を聞きます。先生の場合、先生は手が出せませんので、暴言を吐く、手や足を出す等した場合は保護者を呼び出し、生徒を連れて帰ってもらい、また、その日の夜に改めて来てもらうことも

	<p>あります。そこで、警察の対応になるかどうかは、その時その時の判断でやっています。</p>
委員	<p>その対応というのは、市内の中学校では統一されているのでしょうか。</p>
部会長	<p>明確な線はありませんが、対応内容については同じだと思います。以前あった逮捕事案については、警察に連絡することが、その子にとってよいのかどうか、大変悩まれたと思います。</p>
委員	<p>遠慮して警察に連絡しないのでは、と感ずるのですが。もっと、フランクに相談できる関係を日ごろから築いていくことが大事なのではないでしょうか。</p>
部会長	<p>西脇警察とは頻繁に連絡を取り合っており、相談することはあります。親に遠慮したり、子どもに遠慮するようなことはありません。</p>
委員	<p>日ごろから問題行動を起こしている子と、そうでない子とでは対応は同じなのでしょうか。日ごろから問題行動を起こしている子には、「その内通報するぞ。」といった感じで、対応が違ってくるのかと思います。怪我で済めばいいのですが、殺人などの犯罪も起きているので、そうすると取り返しがつかないと思います。その辺りで、後手に回らないようにすることが必要かと思ひます。</p>
部会長	<p>線があるとすれば、何か起きると青少年センターに連絡します。暴言などの対教師暴力などについては線が明確になってきています。</p>
委員	<p>連絡があると、そのことについて青少年センターでも把握ができますね。</p>
部会長	<p>そうですね。青少年センターの判断も仰げます。</p>
幹事	<p>問題行動があった場合は、学校、警察、青少年センターなどの関係機関で対応されているということです。</p>

	<p>が、そのように事件が起きた背景は、家庭の問題がほとんどの場合はあると思います。そのような場合は家庭児童相談員が訪問するなどして対応しています。学校によっては、福祉と連携を取るところと、取らないところがあります。事件があった時、後から聞いて、対応ができていたのに、と思うことがあります。青少年センターから問い合わせがあり、わからなかったこともあり、学校によって温度差があると感じています。</p>
部会長	<p>その辺りは、なかなか同じようにはいかないと思います。壁があるわけではないのですが、日ごろから連絡を取り合い、風通しを良くしておかないといけないと感じます。</p>
委員	<p>このことについては、大人にも責任があります。言葉のかけ方が荒っぽい方と優しい方とがいます。大人の教育をやり直さないといけないと思います。声を荒げて注意するのではなく、優しく声掛けをするのが大事かと思います。先日、北播磨の主任児童委員協議会が行われましたが、学校での携帯電話の所持については、今日、この会議で言われていたことと同じ内容でした。また、先生と保護者による共同の教育が大事だと思います。</p>
部会長	<p>被害届等の大きな事案については、警察に行くことになるのですが、「これをすればこんなことになる。」といった基準に関することが協議2になると思います。小さなことですが、学校に携帯電話を持ってきているのが見つかった場合、学校は預かります。そして親に取に来るよう連絡し返却します。このことがペナルティとはなりません。事案が発生したときの流れで、このように、これをすればこうなる、というような決まりが必要かそうでないか。また、必要ならば、どのようなことに対して必要なのか、とかと思います。</p>
委員	<p>規制があってこそ、子どもは育つと思います。なんでも構わないといったことになると、世の中うまくいけなくなると思います。</p>
委員	<p>学校における携帯電話については、2回目で解約という</p>

	<p>ルールを決めているところもあります。高校生は大人になっているので、影響はそれほどないと思います。携帯電話は、学習の集中力が途切れてしまう問題があるようです。それを学校に持ち込むと、それなりのペナルティが必要かもです。しかし、携帯電話で中学校、高校と関係なく交流が持っているので、学校によって対応がまちまちになるのもよくないと思います。統一したルールづくりが必要だと思います。</p>
委員	<p>以前、出席していた会議で携帯電話にフィルターをかけるように親にも指導をしないといけなどの話が出ていました。学校に持って行ってはいけないということは北播磨内でも同じ考えですが、学校以外での対応をどうするかが問題だ、ということでした。</p>
部会長	<p>携帯電話に関しては必要という考えですが、それに対する線引きやペナルティを明確にすればよいということです。</p>
委員	<p>生徒手帳がありますが、それに校則や服装についてのことが記載されていますよね。生徒がそれを熟読せず、保護者もそれに対する理解が低いのではないのでしょうか。せっかく生徒手帳があるのだから、よく読んでほしいです。</p>
委員	<p>家庭での教育が大事だと、何十年も前から言われていて、最近新たに携帯電話の問題が加わりました。いろいろな問題は家庭から出ています。その家庭をどうするかを話し合うことは大事だと思います。ルールがあって、そのルールを壊していくのが今の世の中ですが、ルールを作っていくことは大事です。</p>
部会長	<p>そこで、親と話をして理解していただかないといけないので、その部分ですね。</p>
委員	<p>ルールがなければ、どこを基準にすればよいかわからなくなるので、たちごっこになるかもしれませんが、ルール作りは必要かと思います。</p>

委員	昔は、携帯電話がなかったので、携帯電話の利用について、生徒手帳に盛り込んでもよいのかと思います。
部会長	生徒手帳のルールは少々古い内容です。本当に変えないといけない部分については変更していますが、全面改訂とまではいかないところがあります。それと、あまり明確にしすぎると、自分で自分の首を絞めることになりますので、曖昧な書き方になっています。ルールは生徒手帳を見なさい、ということではできますが、ペナルティを周知できるか、ということについてはどう思われますか。
委員	きつくすると反抗し逆向する。いかに説得し、どう話をするかという、指導の仕方もあります。私もよその子どもに注意をすることがあります。優しく声をかけると止めますが、きつくしかると反抗します。大人が子どもを教育する方法を大人が勉強しないといけないと思います。きつく指導しなければ治らない子もいると思うので、難しいところだと思います。しかし、優しく声をかけてやるのが大事かと思います。
部会長	注意されることもペナルティだと思います。車の運転などは明確にペナルティが設けてあり、わかりやすいのですが、そのことを周知することで、守ろうという気持ちになるのか、ということですが、生徒手帳に記載し、守らなければ叱られる、その他にもペナルティがあると言ことをどうすればよいでしょうか。
委員	子どもの考え方は十人十色ですので、素直に守る子や、逆向する子もいるので、難しいところですが、はっきりさせておく必要はあると思います。
部会長	警察の立場から言うと難しいところですか。
幹事	難しい問題ですが、ある程度明確にしておく必要はあります。その機会はいつかというと、入学説明会や長期休暇前後の全校集会だと思います。また、違反をすると注意や停学等の処分がある、と生徒手帳に記載し、また、保護者にも伝えておくことかが必要だと思います。

知っていて当然のことでもありますので。協議 1 に戻りますが、警察対応をすべき事案についてですが、警察に対して敷居が高いのではないか、話しにくいのではないか、遠慮があるのではないかという話もありましたが、私もそのことについては薄々感じながら、なんでも話をしてくださいます。特に警察に連絡してもらいたいことは、犯罪行為があった場合、このまま放置すると犯罪につながるおそれがある虞犯行為、グループ化している、放置すると被害者出してしまうような行為、他の学校の生徒らが集まり一つのグループを形成している事案、繰り返し悪いことをしている事案、非行が進んでしまっている事案、また、学校で悩まれているようなことがあれば、何でも相談していただきたいと思っています。他にも虐待などがあれば教えてください。警察に言うと、全てが事件になるのではなく、地域、学校、関係機関で話し合いながら対応したいので、敷居を低く考えていただき、なんでも話をしてください。昨年、一昨年と県の教育委員会や、神戸市教育委員会などと話をしているのですが、先ほど話したようなことが学校で認知された場合は警察に通報しましょう、と協定を結んでいるところもあります。これを学校や教育委員会は根拠としていただき連絡をお願いします。また、このような制度を作るのも方法かと思えます。

部会長

学校の場合、生徒指導担当と警察の生活安全課が連絡を頻繁にとらせていただいています。いざ、警察に連絡するとなると、市教育委員会に連絡を入れ、どのようにしようかと検討をします。

委員

何十年も前に、市内の神社で落書きをされたことがあります。その落書きをした生徒が判明したのですが、当時は警察に言うの大変なことになると思い、学校だけで対応をしたことがありました。今思えば、警察にも連絡すべきだったと思います。

部会長

何でも話ができる風通しの良さは大事です。また、このことが子どもを守ることにつながるのかと思います。

委員

その当時、警察に連絡すると、子どもがかわいそうと

	<p>いう気持ちだったので、警察には連絡をしませんでした。今は市教育委員会に連絡を行い、対応を考えることもよいのかと思います。</p>
幹事	<p>犯した犯罪行為に対しては罰則を与えるのですが、子どもの場合は性格の矯正、家庭環境の改善、グループ化しているのを解体、被害者の保護ということが主たる目的となります。罪に対して刑罰を与えるつもりはありません。子どもを何とかしたいという気持ちでいますので、よろしくお願いします。</p>
部会長	<p>協議4の出席停止についてはほとんどありませんが、教育委員会が子どもに対して執行できるようになっています。他の生徒に対して危害が加わりそうな場合、出席停止をさせることができるよう、法で認められています。しかし、よほどのことがないと執行しないです。このことを周知することについては難しいところです。</p>
委員	<p>この資料をいただいたとき、非常に難しいと感じたのですが、「日常の小さな問題行動を曖昧にせず、きちんと指導していく、段階的指導もその一つです。」については、間違いのないことと感じました。保護観察付きの子と接するのですが、その子はその時だけ悪いことをしたのではなく、万引きを繰り返し、泥棒になった、そこから覚せい剤に手を出した、昔からの悪いことを曖昧にせず、悪い芽を紡いでいくことで大きなことにつながらないと思います。中学生の間は、中学生たるもの、こうでないといけない、ということを叩き込んでおかないといけないと思います。卒業すると先生の手から離れてしまい、警察沙汰になりますので。</p>
幹事	<p>先ほども申しましたが、福祉部局では厳しい家庭環境での事案を扱うことが多いのですが、何度言ってもわかってもらえなかったりする親もいます。お互いに情報交換をすることによって、親に対して福祉的な支援につながるので、福祉の視点でも考えていただきたいです。</p>
部会長	<p>支えられる者が支えればよい。きっと「私が支えています。」という人がいるはず。また、先ほどの話</p>

ですが、小中学校のときにきっちりと、ルールや規範を教えていないと、後々問題が大きくなります。子どもは育てられたようにしか育ちませんので、どこかで支えないといけないと思います。様々な立場の者がいると、いろいろな見方ができるので、良いことだと思います。学校の中だけで話をしていると、自分たちでは頑張っているつもりでも、もっと他の方法があるのではないかと感じることもあるので、いろいろなところに相談を持ち掛けて、子どもを見守らなければならないと思いました。それでは時間となりましたので、会場を移動します。

問合せ先

西脇市青少年センター

